#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業



今和 3 年 6 月 1 5 日現在

機関番号: 32689

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2017~2020 課題番号: 17K03517

研究課題名(和文)カナダにおける積極的安楽死の合法化に関する研究

研究課題名(英文)Legalization of medical assistance in dying in Canada

研究代表者

横野 恵 (Megumu, Yokono)

早稲田大学・社会科学総合学術院・准教授

研究者番号:80339663

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究はカナダにおける積極的安楽死の合法化を対象としたものである。 カナダでは2015年の最高裁判決で刑法の自殺幇助禁止規定が一定の状況下で積極的安楽死を禁止している限りにおいて違憲であると判断され,同判決を受けて2016年6月に積極的安楽死合法化するための法律が成立した。 本研究では,カナダ最高裁判決から合法化表表の表現。 本研究では,カナダ最高裁判決から合法化表表の表現。 る積極的安楽死合法化に至る経緯とその背景,合法化立法の内容,合法化の意義と影響,合法化後の実施状況等について医事法学の観点から分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義 学術的な意義は,カナダを対象としつつ,英米法圏における積極的安楽死に関する法の動向全体に照らし検討を 行った点にある。 判例法主義に基づく英米法圏の法システムにおいては,上級の裁判所の判決は英米法圏の他の法域の裁判所にも

参照される。裁判例の蓄積が少ない生命倫理に関わる争点に関してはこの傾向が顕著である。 英米法圏の主要法域である英国,米国,カナダの裁判所は治療の差し控え・中止や積極的安楽死の許容性をめぐる判断において,従来おおむね歩調を合わせてきており,カナダにおける積極的安楽死合法化の経緯と意義を明らかにしたことは,今後の英米法圏の動向を予測する上で有益である。

研究成果の概要(英文): This study focuses on the legalization of active euthanasia in Canada. In Canada, the Supreme Court ruled in 2015 that the Criminal Code's prohibition on assisted suicide is unconstitutional to the extent that it prohibits active euthanasia under certain circumstances. The Canadian Parliament passed a law legalizing active euthanasia ('medical aid in dying') in June 2016. This move has also influenced legal developments in Australia, New Zealand, and other common law jurisdictions. This study focuses on the background and circumstances leading to the legalization of active euthanasia in Canada, provisions of the legislation, the significance and impact of the legalization, and the implementation status.

研究分野: 医事法学

キーワード: 積極的安楽死 自殺幇助 終末期 緩和ケア カナダ法 カナダ憲法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1.研究開始当初の背景

英米法圏では,1990年代以降生命維持治療の差し控え・中止の法的許容性が確立する一方,積極的安楽死については同意殺人罪や自殺幇助罪による禁止が維持されてきた。ところが,カナダでは 2015年の最高裁判決で刑法の自殺幇助禁止規定が一定の状況下で積極的安楽死を禁止している限りにおいて違憲と判断し,同判決を受けて2016年6月に積極的安楽死合法化するための法律が成立した。また,この動きは,米国をはじめ他の英米法圏の動向にも影響を及ぼしうると考えられた。

#### 2.研究の目的

カナダ最高裁判決から合法化立法の成立,および合法化後の状況を主たる対象としてカナダにおける積極的安楽死合法化に至る経緯とその背景,合法化立法の内容,合法化の意義と影響,合法化後の実施状況等について医事法学の観点から分析を行うことを目的とした。

## 3.研究の方法

判例・論文・政府諮問委員会等の報告書等を用いた文献調査により , PAD 合法化に至る経緯と背景 , 合法化立法の内容 ,および 合法化の意義と影響について論点整理および分析を行った。また ,同時に最新動向についての情報収集を行い , 合法化後の PAD の実施・運用状況および , 英米法圏における PAD をめぐる動向全体の把握を行い ,新たな立法等の重要な動きについては検討の対象とした。

### 4.研究成果

平成 29 年度は(1)カナダ最高裁のカーター事件判決(2015 年)について下級審判決を含め分析し、同判決が先例であるロドリゲス事件判決(1993 年)を変更した根拠・背景を検討した。その結果、ロドリゲス判決以降に憲法解釈が発展しており、それによってカーター事件判決での判例変更が可能になったこと、またカーター事件第一審判決では医療倫理の観点から専門家や一般市民の意識について詳細な検討を行い、いずれも合法化を支持する方向であると認定していることが判例変更の重要な背景になっていることを確認した。また、(2)2016年6月に成立した積極的安楽死合法化立法(連邦法)について日本語仮訳を作成するとともに、カナダ政府の報告書の分析を中心に、立法過程の議論を検討した。また、合法化立法に基づいて制定された連邦政府の指針の下での報告手続等の概要を把握するとともに、連邦法による合法化に伴う各州法の改正状況についての検討に着手した。合法化後の実施状況については、政府による公式の報告が行われつつあり、その実態を確認することができた。

平成30年度においては,平成29年度に作成した積極的安楽死合法化立法(MAID法)の日本語仮訳を立法経緯や報告手続を定めた委任立法に照らして精査し,内容を検討するとともに,改稿した。解説を作成し,日本語訳と併せて雑誌に投稿した(横野恵訳「カナダ医学的臨死介助法」比較法学52巻3号(2019)269-282頁)、検討の結果,同法では,1)臨死介助(MAID)を実施する医師およびナース・プラクティショナー,だけなくMAIDに関わる薬剤を調剤した薬剤師についても免責規定を設けていること,さらに2)医師およびナース・プラクティショナーによるMAIDを幇助した者についても免責が規定されていること等を確認した。合法化後の運用状況について各州法および,カナダ政府による報告を用いた分析を行った。また,カナダにおける合法化は,英米法圏の他の法域においても合法化に関わる議論に影響を与えており,オーストラリアのビクトリア州で,2017年11月に合法化立法が成立しているため,同法についての分析に着手した。

平成31(令和元)年度は、これまでのカナダを対象とする研究の成果を基盤にしつつ、英国、米国、オーストラリア等英米法系の諸国を広く対象として、積極的安楽死の合法化に関わる法的な議論や状況の変化について検討した。前年度まではおもにカナダにおける積極的安楽死の合法化に関する検討を行ってきたが、カナダ以外の英米法系の諸法域においても積極的安楽死の合法化に向かう動きが着実に進展してきていることを確認した。とくに、オーストラリアではビクトリア州につづき西オーストラリア州(以下、「WA 州」という)でも2019 年 12 月に合法化立法(Voluntary Assisted Dying Act 2019)が成立した点に着目し、合法化の経緯や背景について調査・分析を行った。その結果、以下の知見を得た。WA 州では、ビクトリア州における2017 年の合法化立法の成立(2019 年 6 月施行)の影響を受けて積極的安楽死の合法化をめぐる議論が高まり、州議会に特別委員会を設置して検討が行われた。同委員会は、終末期の選択について積極的安楽死のみならず、緩和ケアやアドバンスケアプランニング(ACP)等を含め幅広い検討を行い、2018 年 8 月に議会に報告書を提出した。報告書では、終末期における不必要な苦痛の回避と個人の自律の尊重を重視する立場から、積極的安楽死合法化のための立法が勧告された。WA 州政府はこれを受けて保健省および司法省の下で有識者会議による検討およびコンサルテーションを行い、2019 年 8 月に法案が提出され た。法律の全面施行は2021 年が見込まれ、それまでに

具体的な運用についてのルールが整備されるものと思われる。

令和2年度は、カナダにおける積極的安楽死(MAiD)の実施状況および MAiD 法の改正動向をお もな対象とし,文献調査を行った。その結果,以下の知見を得た。MAiD 法では,判断能力のある 成人の患者がその時点で MAiD の要請を行うことを要件としており, MAiD を要請する事前の意思 表示および成熟した未成年者または精神疾患患者による MAiD の要請は合法化の対象となってい ない。しかし,その取り扱いについては議論があり,1)成熟した未成年者による要請,2)事前の 要請,および3)精神疾患が唯一の基礎疾患である人の要請については,MAiD法成立時に別途検 討を加える旨が規定された。この点について 2016 年 12 月にカナダ政府からアカデミー評議会 (CCA)に諮問が行われ, CCA は 2018 年末に答申を公表した。2021 年 3 月時点ではこの答申に基 づく法案の作成・提出には至っていない。他方で,訴訟を契機とした MAiD 法改正の動きは法改 正につながった。MAiD 法については,その合憲性を争う訴訟が複数の州で提起されていた。と くにケベック州で提訴された Truchon 事件で州裁判所が MAID 法における「自然死が合理的に予 見される」という要件およびケベック州終末期ケア法における「終末期である」という要件をい ずれも違憲と判断したことが直接の契機となり,2021年3月に改正法が成立し,MAiDの適合基 準等に変更が加えられた。改正 MAiD 法では、「自然死が合理的に予見される」という要件が廃止 され,自然死が予見されるか否かに関わらず,重篤で治療不能な病状を有する場合には,MAiDの 対象となりうることとなった。また、「自然死が合理的に予見される」か否かによって異なる手 続が設けられることとなり、「自然死が合理的に予見される」場合には、10日間の考慮期間は不 要とされた。一方で,合理的に予見されない場合に は,原則90日をかけ適合基準を満たしてい る否かの慎重な見極めが求められることとなった。法制定時に検討課題とされた上記 1)から 3) のうち,3)については2023年3月までに政府の検討が行われることとなった。また,1)および 2)については,法制定後5年目の2021年に行われる議会によるMAiD法の見直しにおいて検討 が予定されている。

# 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

「一世の神文」 コート (フラ直がい神文 サイノフロ际共名 サイノフターフラブラピス サイ	)
1.著者名	4 . 巻
横野・恵	52(3)
2.論文標題	5 . 発行年
カナダ医学的臨死介助法	2019年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
比較法学	269 - 282
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
	, m
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

\_

6.研究組織

0	WI > CMILMAN		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------